

体細胞クローン技術の取扱いに係る対応方針について

6月25日（木曜日）、内閣府食品安全委員会から厚生労働省に答申された「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」に係る食品健康影響評価の結果を踏まえ、農林水産省としての対応方針を決定しましたので、お知らせします。

1. 体細胞クローン技術の現状

- (1)生産率が一定程度向上すれば、種雄牛の能力検定や医療用モデル家畜の生産などへの利用が期待される技術です。ただし、現行の技術水準では、体細胞クローン家畜を作出する生産率が極めて低く、商業生産への利用は見込まれない状況です。
- (2)このため、生産率の向上等に向けて今後も研究開発が必要であり、また、さらなる科学的な知見の収集及び消費者等への情報提供も必要です。
- (3)これらのことから、体細胞クローン家畜及び後代家畜（以下「体細胞クローン家畜等」という。）由来食品については、食品安全委員会において安全であるとの結論が示されたところですが、当面は研究機関等において、生産率を改善する手法等に関する研究開発を進めるとともに、消費者等に対して広く情報提供を行っていく必要があります。

2. 基本的な対応方針

- (1)1. を踏まえ、体細胞クローン家畜等の研究、生産又は飼養を行う機関（以下「クローン研究機関」という。）に対し、クローン家畜の飼養頭数の変更等を農林水産省に報告すること、生産物は研究機関内で適切に処分すること等を内容とする通知を发出します。
- (2)体細胞クローン技術の現状、対応方針等について、国民の理解が得られるよう情報提供や説明を実施します。

3. 具体的な内容

クローン研究機関等に対する通知の发出

クローン研究機関等に対して、次の点について通知します。また、通知の发出に先立って、広く国民の意見を聴く観点から、当該通知案についてのパブリックコメントを募集するとともに、有識者から意見を聴取します。

- (1)クローン研究機関における研究開発を継続することとし、その状況は引き続き農林水産省に定期的に報告すること。

- (2)クローン研究機関は、体細胞クローン家畜等の生産、死亡等により、クローン家畜等の飼養頭数に変更があった場合は、引き続き速やかに農林水産省に報告すること。
- (3)また、これらクローン研究機関で育成した体細胞クローン家畜等由来の生産物については、研究目的に使用した後に、各研究機関内で適切に処分すること。
ただし、消費者等への一層の情報提供を図る観点から、体細胞クローン家畜等であることを明示した上での試食会の開催は妨げない。
- (4)農林水産省は、把握した体細胞クローン家畜等の研究開発状況に関する情報について、引き続き公表すること。

■ 国民への情報提供、説明等

- (1)国内外の関連情報の収集に努めるとともに、体細胞クローン技術の現状、農林水産省の対応方針等について、広く国民を対象とした情報提供を行うこととし、各地における消費者団体等への説明会を検討します。
- (2)関係省庁が実施するコミュニケーション活動については、体細胞クローン技術について十分な情報を提供するため積極的に協力します。

お問い合わせ先

技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤グループ）

担当者：鈴木（孝）、佐藤（史）

代表：03-3502-8111（内線 5875）

ダイヤルイン：03-3502-7430

FAX：03-3593-7227

生産局畜産部畜産振興課

担当者：菅谷、千嶋

代表：03-3502-8111（内線 4924）

ダイヤルイン：03-6744-2276

FAX：03-3502-0887

大臣官房政策課

担当者：山田（広）、佐々木

代表：03-3502-8111（内線 3094）

ダイヤルイン：03-3502-5524

FAX：03-3502-8308

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>